

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 29 年度福井県公共工事入札監視委員会（第 4 回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 20 日（火） 9:30 ～ 11:30
- 2 場 所 県庁 10 階 審問廷
- 3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

- (1) 入札および契約に係る制度の運用について（平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）
 - ・契約件数、落札率の状況について説明
 - ・指名停止の運用状況について説明
 - ・総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 測量業務等の総合評価落札方式の件数 3 件と少ない気がするが、対象とする基準が変更されたのか。理由があるのか。

A 基準の変更はなかった。対象となる案件が少なかったということ。第 1 四半期は 1 件、第 2 四半期は 4 件でありでそれほど変動はない。

Q 今回は災害発生による随意契約が多かったが、対応してくれる業者が見つからないという心配はないのか。

A 基本的に現場に精通した地元の業者を選定するが、建設業協会と災害協定を結んでおり、どこで起きても応急復旧に応じる業者は決まっており、協定を結んでいる業者が対応するため、広域的にも対応可能で、対応できる業者がいないという心配はない。

Q 今回の指名停止案件のように、主任技術者の不適切な配置は、技術者の減少により、配置が難しいため生じることが想定されるが、県として専任を要する技術者の兼務を緩和するというような対応は行ってないのか。

A 今回の指名停止の事案は勝山市と福井県発注工事で全く関連性のない工事であったため、指名停止に至った案件であり、近接工事における技術者の兼務の緩和とは質の異なる事案であった。

なお、東日本大震災後、工事に配置する主任技術者が不足してきたことを受け、建設業法上、専任を要する主任技術者であっても、密接に関連する工事であれば近接工事として、原則 2 件程度兼務することが可能とし、発注者が異なっても認めるよう緩和されている。

□ 抽出事案審議（事前に荒井委員が抽出）

ア 衛生環境研究センター（本館）耐震補強・リフレッシュ建築工事

Q あらかじめ、技術提案が求められていることが分かっている、点数に差がつくのはなぜか。

A 安全対策、品質に係る提案等があるが、それぞれ提案される内容を具体的に示されたものを審査して点数をつけた結果、差がついたということである。

イ 吉野瀬川ダム建設工事 29-4 工事

Q この工事に入札した業者が橋脚の上部工、下部工等の発注にも入札しているのか。

A 今回の工事は交通安全施設工事であり、この入札参加資格を持っている業者が入っている。上部工等の発注は業種が異なり、その業種の入札参加資格を持っている業者が入札するため、今回入札した業者が必ずしも上部工等の土木一式工事の入札に参加しているわけではない。

ウ 平成28年度 中山間地域総合整備事業（一般型） 越前中部地区第3号工事

Q 水路の改修の内容はどういったものか。

A 全体に老朽化した水路であったため、今回は、ほぼ同じ場所に新しい水路を設置するよう改修した。

エ 福井警察署幾久交番新築工事

Q 駐在所、交番の改修はどれくらいしているのか。

A 年間、1、2箇所を改修しており、県内の駐在所と交番とを順番に行っている。その他、治安情勢や住宅密集状況により、古さに関係なく移転、改修する場合もある。

Q 概ね今回の工事と同様の金額なのか。

A 警察独自の設備も含めているため、平均的な建物の金額より高めになる。

オ 道路改良工事（地域連携推進）地盤変動影響事前調査業務委託その1

Q 墳墓の調査実績の有無を参考に指名業者の選定をしているのか。現況調査のみであれば、墳墓の調査実績にこだわる必要はないかと思われる。

A 墳墓の調査実績業者以外にも調査可能と判断した業者を含めて選定している。

Q 工事による振動が墓石のクラック発生等に影響したかどうかの因果関係の調査は別で発注をするのか。

A 工事施工後に必要があれば、事後調査で行う。今回は事前調査のみを発注したものである。

(3) その他

期間中に談合情報はなかった旨を報告